

平成27年4月1日からパートタイム労働法、次世代育成支援対策推進法が改正されます。

改正パートタイム労働法・次世代育成支援対策推進法等説明会

主 催：愛媛労働局

改正パートタイム労働法及び改正次世代育成支援対策推進法が平成26年4月23日に公布され、平成27年4月1日から施行されます。改正内容についてご理解いただき、法に沿った雇用管理を行なっていただくため、セミナーを開催します。皆さまの積極的なご参加をお待ちしております。



1 開催日時及び会場

開催地	開催日	開催時間	会場
松山	平成27年1月21日(水)	13:30~16:00	松山市男女共同参画推進センター5F 大会議室 所在地:松山市三番町6丁目4番地20 電 話:089-943-5776 定 員:200名
西予	平成27年1月23日(金)	13:30~16:00	宇和文化会館 中ホール 所在地:西予市宇和町卯之町三丁目444番地 電 話:0894-62-6111 定 員:130名
新居浜	平成27年1月27日(火)	13:30~16:00	ユアーズ 高砂 所在地:新居浜市泉宮町5-8 電 話:0897-33-3535 定 員:130名

2 内 容 (説明担当:愛媛労働局雇用均等室・労働基準部監督課)

(1)「改正パートタイム労働法」について 13:30 ~ 14:30

※ 松山会場につきましては厚生労働省雇用均等・児童家庭局担当課職員が説明いたします。

(2)「労働関係法令上の留意点」について 14:30 ~ 14:40

(3)「改正次世代育成支援対策推進法」について 14:40 ~ 15:20

※ 終了後、改正法への対応等についての個別相談会(40分:15:20~16:00)を実施いたします。

3 対象者 事業主及び人事労務担当者等

4 参加申込及びお問い合わせ先

下記参加申込書に必要事項をご記入の上、各開催日の1週間前までにお申し込み下さい。(FAX可)申込者数が定員を超える場合は、参加をお断りすることがありますのでご了承ください。

愛 媛 労 働 局 雇 用 均 等 室

〒790-8538 松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎6階

TEL 089-935-5222 / FAX 089-935-5223

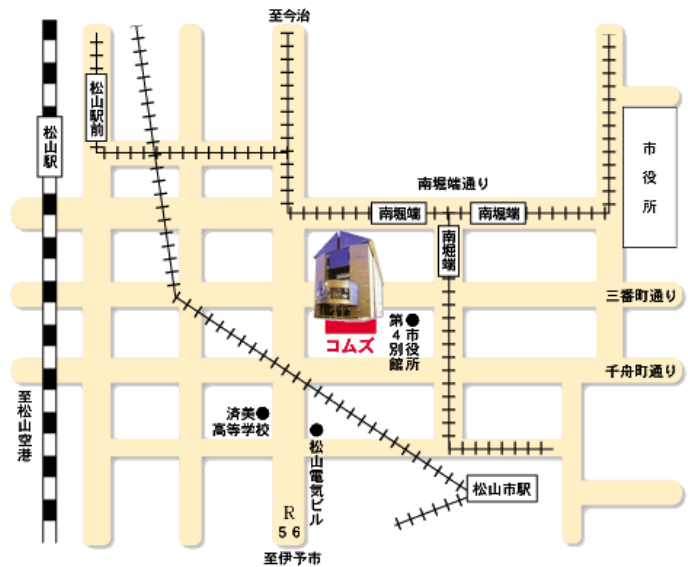
改正パートタイム労働法・次世代育成支援対策推進法等説明会参加申込書

(事業所名)	(参加予定者)
	部署・役職名 ()
	氏 名 ()
(所在地)	部署・役職名 ()
	氏 名 ()
TEL (- -)	(参加会場) ※会場名を○印で囲んでください。
FAX (- -)	・ 1/21 松山 ・1/23 西予・ 1/27 新居浜

【松山会場】

松山市男女共同参画推進センター
〒790-0003
松山市三番町6丁目4番地20
089-943-5776

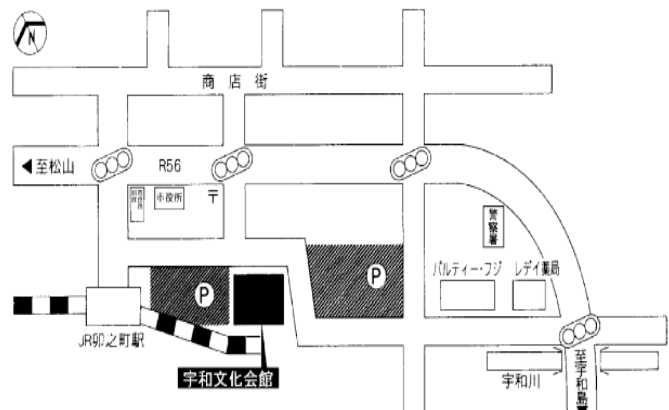
※駐車場が少ないため公共交通機関で
お越しください。



【西予会場】

宇和文化会館 中ホール
〒797-0005
西予市宇和町卯之町三丁目 444 番地
0894-62-6111

※駐車場は 300 台程度収容可能です。



【新居浜会場】

ユアーズ 高砂
〒792-0021
新居浜市泉宮町 5-8
0897-33-3535

※駐車場は 70 台程度収容可能です。

